

分配金について

「分配金」とは？

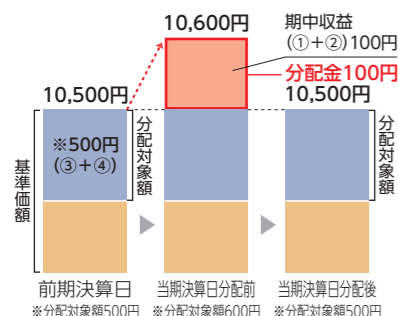
投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

※分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

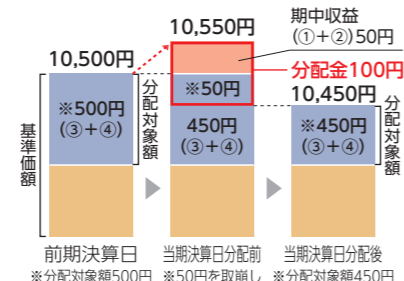


計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

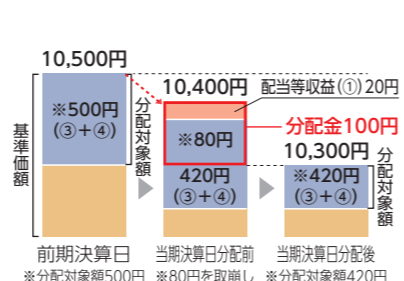


計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)



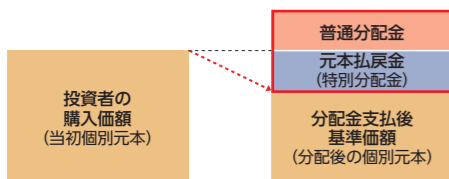
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

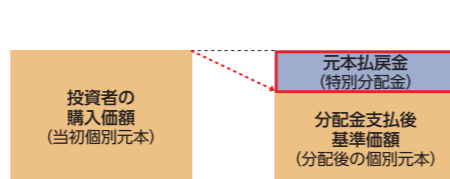
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金	分配金支払後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金(特別分配金)	分配金支払後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となります。

投資信託についての留意事項(必ずお読みください)

【投資信託のリスク】

- 投資信託は、株式や債券等、有価証券に投資しますので、組入有価証券の価格下落や、組入有価証券の発行体の財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。従って、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むことがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。
- 投資信託の基準価額の変動要因としては、ファンドごとにさまざまな「リスク」があります。※ファンド毎にリスクは異なりますので、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

【投資信託取引に係る諸費用】

- 投資信託のお申込時にはお申込手数料(基準価額に対し最大3.30% [税込/1万口あたり])、運用期間中には信託報酬(信託財産の純資産総額に対し最大2.254% [税込]) やその他費用を間接的にご負担いただくほか、運用成績に応じた成功報酬をご負担いただく場合があります。また、換金に際して所定の手数料や信託財産留保額(換金時の基準価額に対し最大1.0%) などをご負担いただく場合があります。※ファンド毎に手数料等は異なりますので、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

【その他の重要事項】

- 投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- 広島銀行で販売する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。※お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、および総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められる場合は、申込を受付することはできません。※お取引にあたっては、総合的な判断に基づき、申込を受付できない場合がございます。あらかじめご了承ください。

投資信託をご購入の際は、各ファンドの「投資信託説明書(交付目論見書)」および「投資信託のお申込みにあたって」の内容をよくお読みください。

【商号等】株式会社広島銀行 登録金融機関 中国財務局長(登金)第5号 【加入協会】日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

# 〈ひろぎん〉投資信託を ご購入されたお客さまへ

ご購入された投資信託と長いお付き合いを頂くために 報告書類の見方についてご案内いたします。

## 投資信託をご購入後の4つのチェックポイント

1 基準価額・投資情報について

2 報告書類について

3 手数料・報告書・税金について

4 受渡日について



投資信託は、購入してからが本当のスタートです。ご自身の資産がどのように運用されているのか、しっかり確認しましょう！

お問い合わせ先 〈ひろぎん〉の窓口 または	(ひろぎん)ダイレクトマーケティングセンター ☎0120-140-279 フリーダイヤルをご利用頂けない場合は 082-544-1557 (通話料はお客さま負担となります)	受付時間 平日 / 9:00~17:00 (ただし、銀行休業日は除く)	(ひろぎん) ホームページ ひろぎん <input type="text"/> <input type="button" value="検索"/>	(ひろぎん) 公式アプリ
-----------------------------	--	---	--	--------------

(2019年10月1日現在) | T909 広告審査済 | (828-035) P

# 基準価額・投資情報について確認しましょう

投資信託購入後もしっかりと確認！

## 「基準価額」の確認

### 新聞での確認

投資信託の基準価額は、新聞紙面等で確認することができます。

(掲載されている基準価額は、前営業日の基準価額です。)

#### ■基準価額の見方(中国新聞の場合)

(例)

東京海上			レッグ・メイソン		
ニボン有	8514	△3	オー毎月	5190	△6
円債毎月	9673	▼15	オー株毎	7754	△9
円奏会	11354	△12	ブラ国毎	4517	▼19
円奏会年	11096	△12			

運用会社の略称

レッグ・メイソン

基準価額

オー毎月 5190 △6  
 オー株毎 7754 △9

△は前営業日比  
 基準価額の値上がり

ブラ国毎 4517 ▼19

▼は前営業日比  
 基準価額の値下がり

ファンドの略称(例)

単位はすべて円表示

●[LM・オーストラリア毎月分配型ファンド]→「オー毎月」と表示されています。

※新聞等に記載されている基準価額は、前営業日の基準価額が記載されています。

※上記は一例であり、一部記載されていないファンドもあります。

【投資信託ページ】



### インターネットでの確認

基準価額は広島銀行ホームページでも確認できます。

<https://www.hirogin.co.jp>



## 「投資情報」の確認

### 運用レポート(月次、週次)

運用会社が投資信託の銘柄ごとに作成した資料です。  
 広島銀行のホームページや運用会社のホームページ等に  
 掲載しています。

運用実績や分配金推移などを確認することができます。

主な記載項目 ●基準価額の推移 ●騰落率 ●組入れ銘柄など



### 運用報告書(半年または年1回)

運用報告書は、運用会社が投資信託の銘柄ごとに半年または年1回、  
 決算日を基準に作成し、各投資信託を保有しているお客さまに郵送  
 いたします。

購入した投資信託の運用状況や今後の運用方針などを  
 確認することができます。

主な記載項目 ●運用実績 ●運用経過 ●分配金  
 ●今後の運用方針 ●組入れ資産の明細  
 ●資産、負債、元本および基準価額の状況など



～〈ひろぎん〉でご購入いただいた投資信託と、  
 長く上手にお付き合いいただくために～

投資信託をご購入後、お客さまにご確認いただくチェックポイントとして、  
 各種報告書の見方や運用状況の確認方法、分配金などについてご案内いたします。

## CHECK

## 1

## 基準価額・投資情報について 確認しましょう

P.2

- 「基準価額」の確認
- 「投資情報」の確認

## CHECK

## 2

## 報告書類について確認しましょう

P.3

購入時、運用期間中、解約時等に送付されてくる  
 各種報告書の見方について

## CHECK

## 3

## 投資信託の手数料・報告書・税金に ついて確認しましょう

P.12

- 各種手数料について
- ご購入後の各種報告書について
- 税金について

## CHECK

## 4

## 投資信託の受渡日について 確認しましょう

P.14

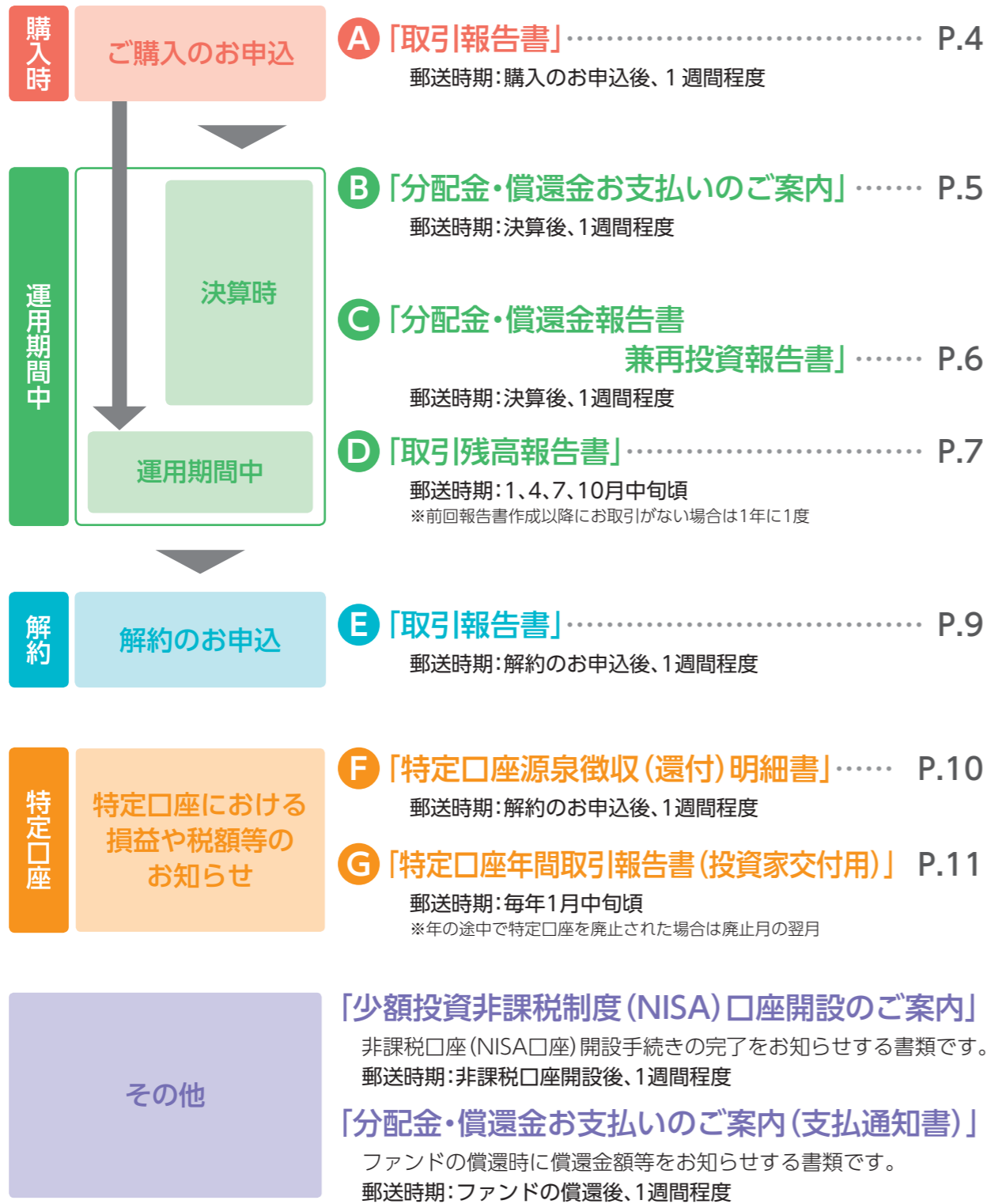
- 「受渡日」について

# 報告書類について確認しましょう

投資信託は預金のように通帳などを発行しない代わりに、広島銀行より各種報告書が郵送されますので、お取引内容につきましては、各種報告書にてご確認ください。

※電子交付サービスをお申込みされている場合は、インターネットバンキングを通じて交付されます。  
※電子交付サービスで交付される書類は、郵送にて交付される書類と形式が異なる場合があります。

## 投資信託の送付書類



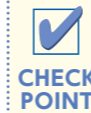
## ご購入時

お申込後、1週間程度で郵送されます。

A

### 「取引報告書」の見方

※累積投資コースの場合は、「累積投資買付報告書」



購入のお申込みが成立したことをご報告する書類です。  
ご自身が購入したファンドの銘柄、数量、単価、お支払金額等が確認できます。



数量(口)／単価		取引口座を表示します。 一般口座での取引の場合は「空欄」、特定口座での取引の場合は「特定口座取引」、一般NISA口座・ジュニアNISA口座ご利用の場合は「非課税口座取引」、つみたてNISA口座ご利用の場合は「非課税 つみたてNISA」と表示されます。		約定日	作成日
ご購入の口数及び単価(基準価額:1万口当り)を表示します。				注文が成立した日付を表示します。	ご購入価額が決まった日付を表示します。
<b>取引報告書</b>					
口座番号 *****-**-*****		お名前 ひろぎん 太郎 様		ページ 1	作成日 ○○年1月5日
ファンド名: ○○○○ファンド ファンドコード (*****)		●非課税口座取引 ※1		●約定日 ○○.1.5	受渡日 ○○.1.9
区分取引	●数量(口) 単価	●約定金額	源泉徴収税 地方税 所得税	取引税	●消費税 手数料
買付	10:372	19:577			31
個別元本	課税分配金単価	所得額	課税分配金	備考欄	受渡代金
					-20:000
単価は一万口当りの金額を表示しております。					
ファンド名: ○○○○ファンド ファンドコード (*****)		約定日		受渡日	訂正区分 訂正日
区分取引	●数量(口) 単価	●約定金額	源泉徴収税 地方税 所得税	取引税	●消費税 手数料
個別元本	課税分配金単価	所得額	課税分配金	備考欄	受渡代金
いつもご利用くださいまして誠にありがとうございます。 このたびの投資信託のお取引につきまして、上記のとおり整いましたので、ご報告申し上げます。 ご注文内容と相違ないことを確認のうえ、ご不明の点がございましたらすみやかに表記お問合せ先責任者まで直接ご連絡ください。 ※取引の種類：投資信託 ※自己又は委託の別：委託 ※現金又は信用取引の別：現金 ※買付時の受渡代金=約定金額+手数料+消費税です。					
約定金額		消費税／手数料		受渡代金	
お客さまが実際に投資信託を購入した金額(手数料・消費税を除く)を表示します。 約定金額=単価×数量÷単位口数(10,000) 【上記の場合】 19,577円= 18,875円×10,372口÷10,000口		ご購入の際にかかる「手数料にかかる消費税」及び「手数料」を表示します。		お客さまが実際にお支払いいただいた金額(手数料・消費税含む)を表示します。 受渡代金=約定金額+手数料+消費税 ※「-」はお預かりした代金を運用会社に支払うこととなるため、-表示で記載されます。	

※積立投資信託を買付の場合は「取引報告書」を作成いたしません。  
お取引の明細及び残高は「取引残高報告書」(P.7)にてご確認ください。

## 運用期間中【決算時】

決算後、1週間程度で郵送されます。

### B 「分配金・償還金お支払いのご案内」の見方



決算時の分配金のお受取額等をご報告する書類です。  
分配金(普通分配金と元本払戻金(特別分配金))が確認できます。



#### 分配金を受け取られる方(一般コース)

取引口座を表示します。  
一般口座での取引の場合は「空欄」、特定口座での取引の場合は「特定口座取引」、非課税口座(NISA口座)での取引の場合は「非課税口座取引」と表示されます。

源泉ありの特定口座に分配金を受け入れている場合のみ表示されます。

数量(口)  
分配金の計算対象となるお預かり残高(口数)を表示します。

お支払金額(円)／支払開始日  
お客さまの口座へ入金される金額及び入金日を表示します。

分配金・償還金お支払いのご案内

口座番号: \*\*\*\*-\*\*\*\*\* お名まえ: ひろぎん 太郎様

ページ: 1  
作成日: ○○年1月9日

訂正区分: 訂正日:

決算日: ○○.1.9

ファンド名(種別または名称)	支払期・償還区分	数量(口)	お支払金額(円)	支払開始日
○○○○○ファンド	○期分配金	1,000,414	11,979	2018.1.15

●特定口座取引 ●特定口座通算受入

受託銀行: ○○信託銀行  
法人番号: \*\*\*\*-\*\*\*\*\*

計算明細	寄託日	税区分	●普通分配金額	●元本払戻金額	分配金合計額	●国 税	●地方税	税引後分配金額
課 税			15,031		15,031	2,301	751	11,979

普通分配金・償還金単価	元本払戻金単価	単価合計	●個別元本	●基準価額	備 考
150.25		150.25	6,482	14,788	

いつもご利用くださいませ誠にありがとうございます。  
さて、お預りしております投資信託について、上記のとおり、分配金・償還金の支払開始日がいりましたのでご案内申し上げます。  
なお、ご不明の点がございましたら、表記お問合せ先責任者まで直接ご連絡ください。  
※取引の種類: 投資信託 ※自己又は委託の別: 委託 ※現金又は信用取引の別: 現金  
※元本払戻金額、元本払戻金単価とは、それぞれ特別分配金額、特別分配金単価のことを指します。

(摘要)  
外貨建資産割合: 制限なし  
非株式割合: 約款規定なし

以上

#### 普通分配金額／元本払戻金額

収益分配金支払い後の基準価額が、  
個別元本を上回る部分の分配金額を「普通分配金」  
個別元本を下回る部分の分配金額を「元本払戻金(特別分配金)」  
とします。  
普通分配金は課税、元本払戻金(特別分配金)は非課税となります。なお、元本払戻金(特別分配金)が出た場合、分配金支払い前の個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を減額した価額に調整されます。(背表紙参照)

※決算時の分配金が0円の場合は「分配金・償還金お支払いのご案内」を作成いたしません。

#### 基準価額

決算日の基準価額を表示します。  
※分配後の基準価額となります。

#### 国税／地方税

普通分配金に対して国税及び地方税が課税されます。元本払戻金(特別分配金)には課税されません。  
非課税口座(NISA口座)の場合は非課税となります。

※税制が改正された場合等は変更になる場合があります。  
※詳しくは投資信託説明書(交付目録見書)にてご確認ください。  
※課税上の取扱いの詳細につきましては税務専門家にご相談ください。

#### 個別元本

税法上の元本であり、税金を計算する際の基礎となるものです。ただし、手数料等ファンドの取得に要した費用は含まれません。

※同一ファンドを複数回取得した場合は、受益権口数で加重平均された値段となります。

## 運用期間中【決算時】

決算後、1週間程度で郵送されます。

### C 「分配金・償還金報告書兼再投資報告書」の見方



決算時の再投資金額や口数等をご報告する書類です。  
分配金(普通分配金と元本払戻金(特別分配金))と再投資金額が確認できます。



#### 分配金を再投資される方(累投コース)

再投資金額  
収益分配金から税金を差し引いて再投資される金額を表示します。

普通分配金・償還金  
普通分配金・償還金(税引前)を表示します。

元本払戻金(特別分配金)  
分配金を元本払戻金(特別分配金)としてお支払いする場合に表示します。

分配金・償還金報告書兼再投資報告書

口座番号: \*\*\*\*-\*\*\*\*\* お名まえ: ひろぎん 太郎様

ページ: 1  
作成日: ○○年1月12日

訂正区分: 訂正日:

決算日・償還日: ○○.1.11

ファンド名	決算日・償還日	支払開始日	訂正区分	訂正日
○○○○○ファンド	○.1.11			

種類	分配金	取引口座	累投	個別元本	基準価額
分配金・償還金計算明細				11,166	92
				14,850	

税区分	対象残高(口)	●普通分配金・償還金	●元本払戻金(特別分配金)	●普通分配金・償還金	●元本払戻金(特別分配金)	国 税	地方 税
課 税	584,067	100		5,841		894	292

再投資買付明細	再投資買付日	●再投資金額	●買付単価	●買付口数	●お取引後残高(口)
4,655	2018.1.11	4,655	14,850	3,135	587,202

備考・摘要欄  
単価は一万口当りの金額を表示しております。

受託銀行: ○○○○信託銀行  
法人番号: \*\*\*\*-\*\*\*\*\*

以上

#### 買付単価

決算日の基準価額を表示します。  
※分配後の基準価額となります。

#### 買付口数

分配金の再投資により、買付となった口数を表示します。  
買付口数 = 再投資金額 ÷ 買付単価 × 単位口数(10,000)  
【上記の場合】  
3,135口 = 4,655円 ÷ 14,850円 × 10,000口

#### お取引後残高(口)

再投資後の残高(口数)を表示します。  
お取引後残高 = 対象残高 + 買付口数  
【上記の場合】  
587,202口 = 584,067口 + 3,135口

※決算時の分配金が0円の場合は再投資が行われないため「分配金・償還金報告書兼再投資報告書」を作成いたしません。

# 運用期間中

1月、4月、7月、10月中旬頃に郵送されます。  
(お取引のない場合は1年に1度)

## D 「取引残高報告書」の見方



作成基準日前の3か月間の取引明細と、作成基準日現在のお預り残高をご報告する書類です。  
お持ちの投資信託の数量、残高、取引明細等について確認できます。

口座番号	数量	基準価額
お客様の投資信託口座番号となります。	作成基準日時点での保有口数を表示しています。	作成基準日の基準価額を表示します。

**【お預り証券残高、お申込金等残高の明細】**

ひろさん 太郎様  
口座番号 \*-\*-\*-\*-\*  
作成基準日: ○○年01月09日

広島銀行  
取扱店: ○○支店

ファンド名	種類	数量	個別元本	基準価額	時価評価額	マル優利用額
○○○○ファンド	一般	27,907口	10,749.99円	10,850円 (10,000口当り)	30,279円	
○○○○ファンド	一般 非課税	18,605口	10,749.80円	10,850円 (10,000口当り)	20,186円	
□□□□ファンド	一般 非課税	95,013口	10,000.00円	15,950円 (10,000口当り)	151,546円	
小計					202,011円	
残高の合計			時価評価額合計		202,011円	

個別元本	時価評価額
税法上の元本であり、税金を計算する際の基礎となるものです。ただし、手数料等ファンドの取得に要した費用は含まれません。 ※同一ファンドを複数回取得した場合は、受益権口数で加重平均された値段となります。	作成基準日時点での時価評価額を表示しています。 <b>時価評価額 = 数量 × 基準価額 ÷ 単位口数(10,000)</b> ※1万口当りで基準価額が表示されるファンドの場合

**【非課税口座利用状況の明細】** ※非課税口座(NISA口座)を開設の方のみ表示されます。

適用年	限度額	利用額	余裕額
平成30年	1,200,000円	20,000円	1,180,000円

**【お取引の明細】** 報告期間中のご購入・解約・分配金等のお取引内容が確認できます。

(今回ご報告期間 ○○年12月30日～○○年01月09日)

取引訂正	訂正日	ファンド名	数量	普通分配金単価	元本払戻金単価	受渡金額	備考
分配金		○○○○ファンド	27,907口	100.00円	100.00円	224円	課税
分配金		○○○○ファンド	18,605口	100.00円	100.00円	186円	課税
お支払(分配金)		○○○○ファンド				224円	
お支払(分配金)		○○○○ファンド				186円	
分配金		△△△△ファンド	95,013口	500.00円	500.00円	4,751円	受渡日未到来課税

以上

### 【ご参考資料】報告書作成基準日現在の損益状況等を確認することができます。

※ご参考資料は基準日時点で残高のあるお客さまのみ作成しております。

ひろさん 太郎様  
口座番号 \*-\*-\*-\*-\*  
作成基準日: ○○年12月31日

広島銀行  
取扱店: ○○支店

【トータルリターン(国内投信)】

ファンド名	種類	(A) 評価額	取得金額	評価損益	受取分配金累計	売却金累計	購入金累計	運用収支額
○○○○ファンド	一般	30,307円	30,000円	307円	224円	0円	30,000円	531円
○○年01月04日	一般	10,860円	27,907円					
○○○○ファンド	一般 非課税	20,205円	20,000円	205円	186円	0円	20,000円	391円
○○年01月04日	一般 非課税	10,860円	18,605円					
△△△△ファンド	一般 非課税	151,546円	100,013円	51,533円	14,253円	0円	100,013円	65,786円
○○年12月29日	一般 非課税	15,950円	95,013円					
合計		202,058円	150,013円	52,045円	14,663円	0円	150,013円	66,708円

ご注意) 取得金額に\*がある明細は個別元本又は、元本相当単価を基に算出しています。

■トータルリターンについて  
・トータルリターンとは、お客さまが購入された投資信託(国内公募株式投信や国内公募公社債投信等)の損益をより分かり易くするために、元本の増減と分配金を合わせた運用収支額を参考資料としてご利用いただけません。  
・外国投資信託については2014年12月1日以降、新規購入分からの元本の増減と分配金を合わせた運用収支額を掲載しております。  
※2014年12月1日以前から外国投資信託を保有されている方が同一銘柄を追加購入した場合は、トータルリターン通知の対象外となり、「運用収支額」等は記載されません。

■資料中の語句説明  
【評価額】・・・報告書作成基準日時点での評価額(信託財産留保額控除後)  
【解約価額】・・・基準価額から信託財産留保額を控除した解約時の単価  
【取得金額】・・・取得に要した合計金額(手数料および消費税を含む)  
【評価損益】・・・【評価額】-【取得金額】で求めた、報告書作成時点での評価損益額  
【受取分配金累計】・・・報告書作成基準日時点までに受取済みの分配金(税引後)累計  
【売却金累計】・・・一部売却をされている場合は、当初取得金額から、売却時の取得費用を控除した金額(手数料および消費税を含む)を表示しています。  
【購入金累計】・・・ご購入に際してお支払いいただいた金額の累計(手数料および消費税を含む)  
【運用収支額】・・・【評価額】+【受取分配金累計】+【売却金累計】-【購入金累計】

評価額	評価損益	受取分配金累計
作成基準日現在の評価額を表示します。 <b>評価額 = 数量 × 解約価額 ÷ 単位口数(10,000)</b>	評価損益 = 評価額 - 取得金額 を表示します。受取分配金を 加味しない損益になります。	税引後のお取引分配金の累計額を表示します。 ※累積投資された分配金及び過去に全部解約された場合 の解約以前の分配金は含まれていません。

**運用収支額**

運用収支額とは、受取分配金累計や売却金累計も含めた総合的な収支額を表示します。

【合計】

運用収支額	=	評価額(A)	+	受取分配金累計(B)	+	売却金累計(C)	-	購入金累計(D)
66,708円	=	202,058円	+	14,663円	+	0円	-	150,013円

### 個別元本とは？

税法上の元本であり、税金を計算する基礎となるものです。  
当初の個別元本は投資信託購入時の基準価額がベースとなり、**購入日が異なれば、個別元本も1人ひとり異なります。**(購入時の税金・手数料等は含まれません)  
また個別元本は以下の場合、修正されます。

- ①同一ファンドを複数回に分けて購入した場合(分配金再投資を含みます)  
→個別元本の変更(移動平均による再計算)を行います。
- ②決算時に元本払戻金(特別分配金)を受取られた場合  
→元本払戻金(特別分配金)の額だけ、個別元本の額を減額する調整が行われます。

## 解約時

お申込後、1週間程度で郵送されます。

### E 「取引報告書」の見方



解約のお申込みが成立したことをご報告する書類です。  
解約したファンドの単価、口数、受渡代金等が確認できます。



数量(口) / 単価 ご解約の口数及び単価(解約価額:1万口当り)を表示します。 単価=基準価額-信託財産留保額	取引口座を表示します。 一般口座での取引の場合は「空欄」、特定口座での取引の場合は「特定口座取引」、一般NISA口座・ジュニアNISA口座ご利用の場合は「非課税口座取引」、つみたてNISA口座ご利用の場合は「非課税 つみたてNISA」と表示されます。	受渡日 解約代金がお客さまの口座に支払われる日付を表示します。	作成日 ご解約価額が決まった日付を表示します。
--	--	------------------------------------	----------------------------

口座番号 ***-*****	おなまえ ひろぎん 太郎様	ページ 1	作成日 ○○年1月5日
-------------------	------------------	-------	-------------

ファンド名: ○○○○○ファンド ファンドコード: (*****)	約定日: ○○.1.5	受渡日: ○○.1.9	訂正区分	訂正日
区分: 数量(口) 単価	約定金額	源泉徴収税	地方税 所得税	取引税
数量: 90:000	97:290			
単価: 10:810				
個別元本: 10:000	所得額	課税分配金	備考欄	受渡代金: 97:290
課税分配金単価			単価は一万口当りの金額を表示しております。	

ファンド名: ○○○○○ファンド ファンドコード: (*****)	約定日: ○○.1.5	受渡日: ○○.1.9	訂正区分	訂正日
区分: 数量(口) 単価	約定金額	源泉徴収税	地方税 所得税	取引税
数量: 60:000	64:860			
単価: 10:810				
個別元本: 10:000	所得額	課税分配金	備考欄	受渡代金: 64:860
課税分配金単価			単価は一万口当りの金額を表示しております。	

いつもご利用くださいませ誠にありがとうございます。  
このたびの投資信託のお取引につきまして、上記のとおり整いましたので、ご報告申し上げます。  
ご注文内容と相違ないことをご確認のうえ、ご不明の点がございましたらすみやかに表記お問合せ先責任者まで直接ご連絡ください。  
※取引の種類: 投資信託 ※自己又は委託の別: 委託 ※現金又は信用取引の別: 現金 ※買付時の受渡代金=約定金額+手数料+消費税です。

上記以外の明細は別票にてご案内いたします。

#### 約定金額

ご解約金額(税引前)を表示します。  
約定金額 = 数量 × 単価 ÷ 単位口数 (10,000)  
【上記の場合】  
97,290円 = 90,000口 × 10,810円 ÷ 10,000口

#### 受渡代金

お客さまへ支払われる金額を表示します。  
特定口座の場合は、税額は記載されません。  
別途送付される「特定口座源泉徴収(還付)明細書」にて税額をご確認ください。

## 特定口座

換金のお申込後、1週間程度で郵送されます。  
また、特定口座を廃止された場合、その翌月に「特定口座年間取引報告書」が郵送されます。

### F 「特定口座源泉徴収(還付)明細書」の見方



特定口座「源泉徴収あり」をご選択いただいた口座について、解約・償還の都度、譲渡損益額、源泉徴収額及び還付額をご報告する書類です。  
解約・償還時の損益額や源泉徴収(または還付)された金額が確認できます。



今回までの累計損益 毎年1月から今回の解約取引の受渡日までの累計損益を表示します。	源泉徴収額(所得税・地方税) 源泉徴収対象額が発生した場合、お客さまから徴収する税額を表示します。	受渡日 お客さまの口座から源泉徴収額をお引き落としする日、またはお客さまの口座へ還付金額をご入金する日を表示します。
--	--	---

口 座 番 号	おなまえ ひろぎん 太郎様	計算日 ○○年6月29日 受渡日 ○○年7月 4日
特定口座源泉徴収(還付)明細書		広島銀行 金融商品カスタマーセンター 電話:0120-104-984 〒730-0031 広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号 (取扱店)○○支店

前回までの累計損益	今回までの累計損益	源泉徴収対象額	源泉徴収額(所得税)	源泉徴収額(地方税)
0	6,173	6,173	945	308

種 別	銘 柄 名 ( 銘 柄 コー ド )	数 量 ・ 金 額	譲 渡 価 額	損 益
解約	○○○○○ファンド ( ***** )	532,222	106,178 100,005	6,173
	以下余白			

還付金	還付金額	地方税
	0	0

(ご注意) ・上記は特定口座での損益にかかる明細のみを記載しております。  
・債券のお取引のあるお客様は、債券分を含みます。

#### 還付金額

ご解約時に譲渡損失が発生した場合です。年初から源泉徴収された所得税・住民税で過納付分がある場合は、その還付金額を表示します。

#### 譲渡価額

お客さまの口座へご入金される解約代金を表示します。

#### 取得価額

解約したファンドのご購入に要した金額(購入手数料・税金を含む)を表示します。  
取得価額 = 個別元本 + 購入手数料及びそれに伴う消費税等  
※同一ファンドを複数回購入した場合や元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合等は「取得価額」は変動します。

特定口座源泉徴収(還付)明細書

※特定口座(源泉あり)口座をご選択いただいている場合は、解約に伴い源泉徴収または還付される税額等をお知らせする「特定口座源泉徴収(還付)明細書」(P.10)が別途作成されます。

特定口座

原則、1月中旬頃に郵送されます。  
また、特定口座を廃止された場合、その翌月に郵送されます。

G 「特定口座年間取引報告書(投資家交付用)」の見方



特定口座をご利用いただいている方を対象に、1年間の譲渡損益額、源泉徴収額及び還付金額をご報告する書類です。  
1月から12月までの年間の損益額や源泉徴収された金額が確認できます。



取得費及び譲渡に要した費用の額等

1月から12月までに解約等により譲渡したファンドの購入等に要した金額の合計です。  
※購入時の手数料、消費税等、また分配金の再投資額も含まれます。  
※元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合は変動します。

差引金額(譲渡所得等の金額)

1月から12月までの年間譲渡損益の額(税引き前)を表示します。  
①譲渡の対価の額(収入金額)－②取得費及び譲渡に要した費用の額等

住所(居所)		フリガナ	勘定の種類				
前提出出時の住所又は居所		氏名	① 保管・2 信用 ③ 配当等	〇〇年1月4日			
〇〇年分 特定口座年間取引報告書(投資家交付用)		生年月日	明・大 〇・平	〇〇年10月7日			
源泉徴収の選択		① 有・2 無					
譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等		譲渡の対価の額(収入金額)		取得費及び譲渡に要した費用の額等		差引金額(譲渡所得等の金額)	
譲渡区分	①	②	③	④		⑤	
上場分	17,336,298	0	13,043,637	4,292,661		0	
特定信用分	0	0	0	0		0	
合計	17,336,298	0	13,043,637	4,292,661		0	
配当等の額及び源泉徴収税額等		源泉徴収税額(所得税)		特別分配金の額		外国所得税の額	
種類	配当等の額	源泉徴収税額	特別分配金の額	外国所得税の額		外国所得税の額	
④株式、出資又は基金	0	0	0	0		0	
⑤特定株式投資信託	0	0	0	0		0	
⑥投資信託又は特定受益証券発行信託(⑤及び⑥以外)	0	0	0	0		0	
⑦オープン型証券投資信託	192,552	29,488	9,626	0		0	
⑧国外株式又は国外投資信託等	0	0	0	0		0	
⑨合計(④+⑤+⑥+⑦+⑧)	192,552	29,488	9,626	0		0	
⑩公社債	0	0	0	0		0	
⑪社債的受益権	0	0	0	0		0	
⑫投資信託又は特定受益証券発行信託(⑩及び⑪以外)	0	0	0	0		0	
⑬オープン型証券投資信託	0	0	0	0		0	
⑭国外公社債等又は国外投資信託等	0	0	0	0		0	
⑮合計(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	0	0	0	0		0	
⑯譲渡損失の金額	0	0	0	0		0	
⑰差引金額(⑨+⑮)	192,552	29,488	9,626	0		0	
⑱納付税額	0	0	0	0		0	
⑲還付税額(⑨+⑮)	0	0	0	0		0	
金融商品取引業者等	所在地	*****		名称		広島銀行 〇〇支店	
		(電話) *****		法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	

特定口座へ受入れた分配金の額及び所得税・住民税を表示します。特定口座(源泉徴収なし)の場合「配当通算制度を適用しない」を選択している場合は使用しません。

**譲渡の対価の額**  
1月から12月までの譲渡取引により得た金額の合計額。

**還付税額**  
「源泉徴収あり(配当通算制度を適用する)」を選択いただいたお客さまで、譲渡損失と普通分配金の損益通算により還付税額がある場合、その金額を表示します。還付金は、翌年1月に指定預金口座に入金されます。なお、年の途中で特定口座を廃止した場合は廃止日より4営業日後に入金されます。

※特定口座での損益計算や税額計算の基準日は、受渡日となります。また、1年間のお取引は、年初第1営業日が受渡日となるお取引から、年末の最終営業日が受渡日となるお取引までが対象となります。

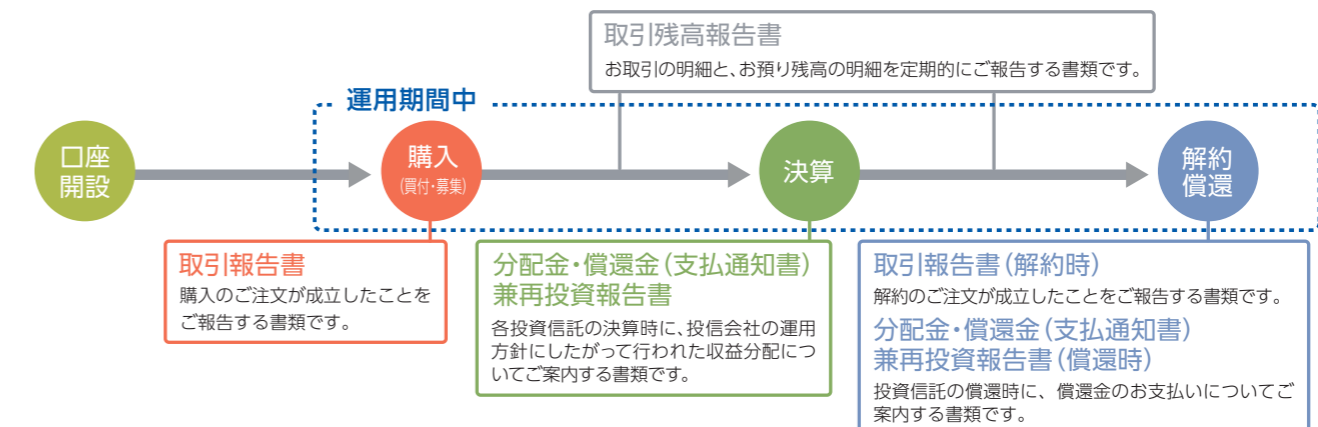
特定口座のポイント

特定口座(源泉徴収あり)を選択された場合には、原則、確定申告は必要ありません。ただし、他の金融機関の特定口座と損益通算や損失、繰越控除の適用を受ける場合など、必要に応じて確定申告を行うこともできます。特定口座(源泉徴収なし)を選択された場合には、譲渡所得について確定申告をする必要があります。

投資信託の各種手数料

購入時	お申込手数料	商品および関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、購入時に販売会社に対して支払います。 ※お申込手数料に関する詳細は、P.13をご覧ください。
保有期間中	信託報酬(運用管理費用)	投資信託の運用・管理の対価として信託財産から差し引かれる費用のことです。販売会社、投信委託会社、信託銀行等の運営にかかわる会社に支払われます。ファンドごとに料率が定められ、日割り換算で計算されファンドの信託財産から毎日差し引かれます。 計算式 <b>純資産総額 × 信託報酬率(%)</b> 例) 信託報酬率 2.20%(税込)の投資信託を1,000,000円購入後、1年間保有し、その保有資産総額の変動がなかった場合、1,000,000円×2.20%(税込) = 22,000円(1年当たり概算額)
	その他費用	保有期間中、信託報酬のほか、その他の費用として、ファンドに組み入れられている有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料や信託事務の諸費用などが信託財産から差し引かれます。
換金時	信託財産留保額	中途換金による有価証券売却などのコストを換金する投資家に負担してもらうもので、ファンドを解約する際、基準価額より信託財産留保額が差し引かれます。 ※信託財産留保額は、一定の料率などで計算されます。ファンドによって、差し引かれるものと差し引かれないものがあります。

投資信託ご購入後の各種報告書



投資信託にかかる税金

■ 株式投資信託の税率  
「普通分配金」「譲渡益」には、それぞれ税金がかかります。

公募株式投資信託・上場株式等の譲渡所得に係る税金	公募株式投資信託(普通分配金)・上場株式等(配当金)の配当所得に係る税金	2014年1月～2037年12月 <b>20.315%</b> (所得税15.315%、住民税5%)
--------------------------	--------------------------------------	--

※所得税に対し復興特別所得税として2.1%が課税され、2037年12月31日まで20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)となっています。

■ 公社債投資信託の税率  
分配金・換金時の収益に対して、20.315%の申告分離課税がかかります。

どのようなタイミングで費用や税金がかかるか理解しておきましょう。



特定口座年間取引報告書(投資家交付用)

手数料・報告書・税金

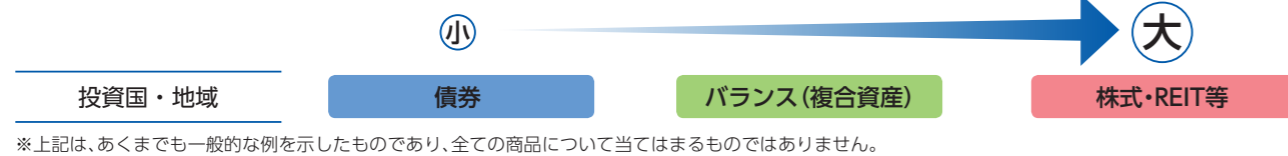
# 投資信託のお申込手数料について確認しましょう

## 「広島銀行が販売会社として受取る手数料水準の基本的な考え方

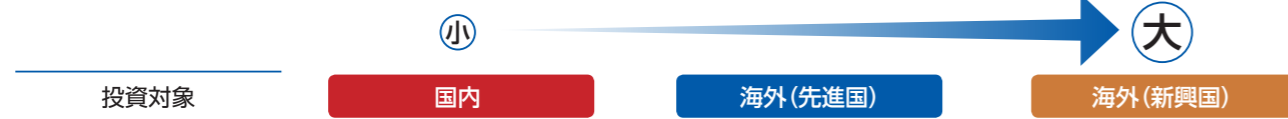
当行では、販売会社としてご提供したサービスの対価として、ご購入時に「購入時手数料(申込手数料)」を、保有期間中に「信託報酬(運用管理費用)」を頂戴いたします。

当行が受取る手数料の水準については、「投資資産のリスク(値動き)の大きさ」と「商品の説明負荷(難易度)」を基準としています。基本的に「リスクが大きい」「商品の説明負荷が大きい(難易度が高い)」商品の方がより高い手数料となります。

### ■ 投資資産のリスク(値動き)の大きさについて(例)



### ■ 商品の説明負荷について(例)

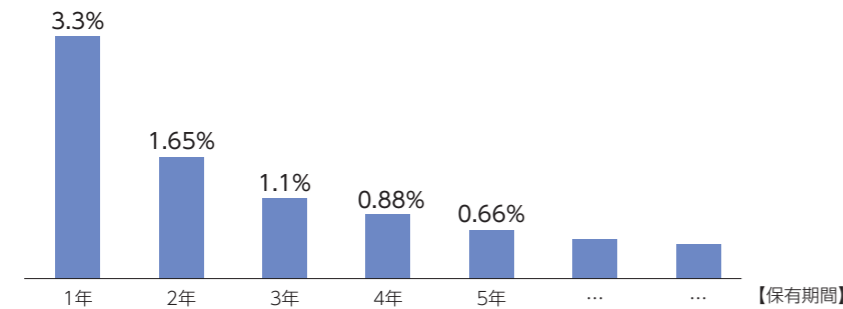


#### 【留意事項】

上記は投資信託における主なご提供サービスとその費用、ならびに当行が販売会社として受取る手数料水準の基本的な考え方をご案内するものであり、当行が取扱う全ての投資信託の購入時手数料(申込手数料)や信託報酬(運用管理費用)の具体的な料率を定めるものではありません。

## 保有期間が長くなるにつれ、1年あたりの自己負担率は減っていきます。

### ■ お申込手数料が3.3%(税込)の場合



※投資信託によっては、販売手数料を頂戴せず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの自己負担率はしだいに減っていきます。

※左図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や目論見書補完書面でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、上記の販売手数料のほか、信託報酬やその他費用等を自己負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は目論見書又は目論見書補完書面でご確認ください。

### ■ お支払総額に応じたお申込手数料金額(概算)について

投資信託のお申込手数料金額(概算)は以下の計算式により算出できます。

$$\text{お申込手数料金額} = (\text{お客さまのお支払総額} \div (1 + \text{お申込手数料率})) \times \text{お申込手数料率}$$

例えば、お申込手数料率3.3%(税込)のファンドを購入される場合でお支払総額が100万円の場合の計算例

$$1,000,000\text{円} \div 1.033 \times 0.033 = 31,945\text{円}$$

(注) お客さまのお支払総額: ファンドのお申込金額(約定金額)にお申込手数料金額(税込)を加えた金額

#### 【お申込手数料金額(概算)早見表】

お申込手数料率(税込)	1.10%	1.65%	2.20%	2.75%	3.30%
100万円	10,880円	16,232円	21,526円	26,763円	31,945円
200万円	21,760円	32,464円	43,052円	53,527円	63,891円
500万円	54,401円	81,160円	107,632円	133,819円	159,728円
1,000万円	108,803円	162,321円	215,264円	267,639円	319,457円

## CHECK

# 4

# 投資信託の受渡日について確認しましょう

## 「受渡日」について

Q1. 年内に損益通算を行う場合の売却期限はいつですか?

A1. 受渡日(解約代金の支払日)が年内のものが対象となります。(ファンド毎に異なります)

**事例** [平日] 12/24~26、29~30、1/5~6  
[休日] 12/27、28、12/30~1/4

30日までに解約代金が入金されたものが対象

	解約代金支払日	12月24日(平日)	25日(平日)	26日(平日)	27日~28日(休日)	29日(平日)	30日(平日)	12月31日~1月4日(休日)	5日(平日)	6日(平日)	損益通算適用可否
Aファンド	約定日から起算して5営業日後	①営業日	②営業日	③営業日		④営業日	⑤営業日				◎
Bファンド	約定日から起算して7営業日後	①営業日	②営業日	③営業日		④営業日	⑤営業日		⑥営業日	⑦営業日	×

※解約代金支払日は約定日も含めて計算しますので、ご注意ください。

※上記は「特定口座」の場合であり、「一般口座」は基準価額適用日が基準となります。

#### 【備考】

NISA口座で保有している商品を非課税のまま解約する場合の期限も受渡日(解約代金の支払日)が年内のものが対象となります。

Q2. いつ購入/売却すれば分配金が受け取れますか?

A2. 購入は決算日の2営業日前まで、売却は決算日前営業日以降です。

(翌営業日の基準価額が適用となる商品の場合)

約定日	決算日2営業日前	決算日前営業日	決算日
基準価額	— 例: 10,490円	分配金落ち前(収益支払い前) 例: 10,500円	分配金落ち後(収益支払い後) 例: 10,000円
		分配金分下落 ▲500円	
購入	受取可 「分配金落ち前」の基準価額で購入するため	受取不可 「分配金落ち後」の基準価額で購入するため	受取不可 「分配金落ち後」の翌営業日の基準価額で購入するため
売却	受取不可 「分配金落ち前」の基準価額で売却するため	受取可 「分配金落ち後」の基準価額で売却するため	受取可 「分配金落ち後」の翌営業日の基準価額で売却するため